

知見・技術の普及

①専門研究家の仮説

②理論的研究、動物実験、臨床試験

③他の研究者による追試、比較対照実験

④文献発表、学会・研究会での議論

⑤専門的研究者の間での有効性・安全性の是認

⑥教育・研修を通して知見・情報として普及

知見・情報としての普及

①大学病院・専門病院

②地域の基幹となる総合病院

③そのほかの総合病院

④小規模病院

⑤一般開業医の診療所

知見の普及

医学雑誌への論文の登載
学会・研究会での発表
一般のマスコミによる報道

当該疾病を専門分野とする医師

関連分野を専門とする医師

実施のための技術・設備の普及

治療法の手技の難易度
必要とされる施設や器具の性質
財政上の制約等

限られた医療機関

一般開業医

医療に関する責任

責任の実質による分類

過失による被害

生命・身体への
危険を防止し管理
すべき義務

高度に専門的な
裁量判断

免責特権ではなく
なしうる全ての注意義務

医療者に焦点をあてた水準

45

説明義務

専門家として
患者の主体性を
尊重すべき義務

説明義務
情報提供義務

患者に焦点をあてた水準

45

説明義務の前提となる医療水準と 治療行為に関する医療水準 仙台高裁秋田支判平15年8月27日

- 事例は、平成4年に、大学病院において排卵誘発剤を使用した不妊治療を受けたところ、卵巢過剰刺激症候群(OHSS)を発症し、脳血栓を発症して後遺症が残ったとして、損害賠償を求めた事案。
- 裁判所は、治療上の医療水準と説明義務のそれを区別した上で、医師らの処置上の注意義務違反を否定する一方で、医師らの説明義務違反を認めた

説明義務の前提となる医療水準と 治療行為に関する医療水準 仙台高裁秋田支判平15年8月27日

- 治療行為と医療水準に関する記載
- 大学病院の医師らに脳血栓症発症予防注意義務違反を認めることはできない。平成4年当時の医療水準を前提とする限り、OHSSの合併症としての血栓症又は塞栓症を現実に発症した事例が少数にとどまっていた、その治療に当たった経験を持つ医師の数が絶対的に少なかった上、知見としてもOHSS自体やそこから生じる合併症の発生機序につき未解明な点が多かったことからすれば、大学病院の医師らが、不妊治療の現場において、重症度のOHSSに一般的にみられる症状であるのか、それとも、それとは区別される血栓症又は塞栓症の発症の徴候であるのかを識別し、これに適切に対応することができなかったとしても、やむを得ないところがあり、そのことをもって医師の注意義務違反とすることは困難である

説明義務の前提となる医療水準と 治療行為に関する医療水準

仙台高裁秋田支判平15年8月27日

- 不妊治療を行おうとする医師には、患者が不妊治療を受けようかどうかを自らの意思で決定できるようにするため、妊娠・出産が期待できる適切な不妊治療の方法や当該不妊治療を行った場合の危険性等について特に十分に患者に説明する義務がある。とりわけ、患者に重大かつ深刻な結果が生じる危険性が予想される場合、そのような危険性が実現される確率が低い場合であっても、不妊治療を受けようとする患者にそのような危険性について説明する必要があるといふべきである。そして、このような説明義務は、患者の自己決定の尊重のためのものであり、そのような危険性が具体化した場合に適切に対処することまで医師に求めるわけではないから、その危険性が実現される機序や具体的対処法、治療法が不明であってもよく、説明時における医療水準に照らし、ある危険性が具体化した場合に生じる結果についての知見を当該医療機関が有することを期待することが相当と認められれば、説明義務は否定されないといふべきである。

診療行為に関連した調査分析モデル事業

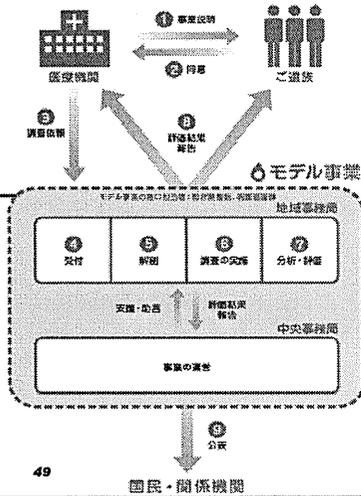
【目的】

診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全・安心を高め、評価結果をご遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的とする。

死因究明 医療評価
再発防止

【対象】

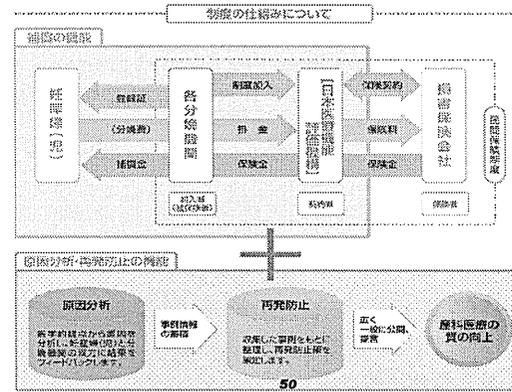
診療行為に関連した死亡について、死因究明と再発防止を中立的な第三者機関において専門的、学際的に検討するのが適当と考えられる場合。警察に届けられた事例についても、司法解剖とならなかった場合にはモデル事業の対象となることがある。



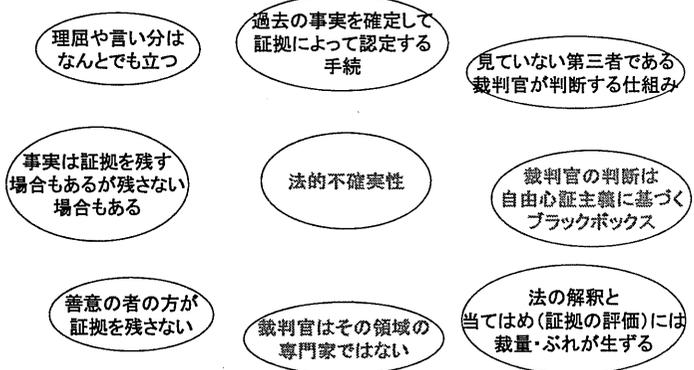
<http://www.medsafe.jp/chart.html>

産科医療補償制度

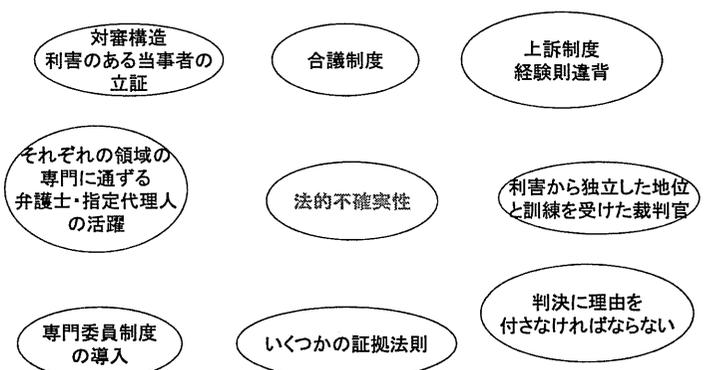
分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度



法的不確実性が存する理由



法的不確実性を低減する方策



平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金
地域医療基盤開発推進研究事業

システマティックレビューを活用した診療ガイドラインの作成と
臨床現場における EBM 普及促進に向けた基盤整備
平成 25 年度 総括・分担研究報告書

発行 平成 26(2014)年 3 月

発行者 【システマティックレビューを活用した診療ガイドラインの作成と
臨床現場における EBM 普及促進に向けた基盤整備】研究班

班長 中山 健夫

〒606-8501 京都市左京区吉田近衛町

京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻 健康情報学分野

印刷 株式会社こだま印刷所

〒604-8455 京都市中京区西ノ京藤ノ木町 11-25

TEL:075-841-0052

